

十二. 財政

- ・ 予算編成と執行の方針と状況

【現状】

学内の各所属からの要求を事務局にて取りまとめ、県の予算編成方針に従い、予算委員会で審議の上、教授会の議を経て、財政当局に対して要求を行う。その際、大学として是非とも行うべき事業については、重点事業としての位置付けを行い、優先的な予算確保を図る。

その後、数ヶ月にわたる事務レベルの折衝を行い、更に財政課長、総務部長、県知事の査定を経て、県議会の議決により決定される。こうして決定された予算は、教授会、各種委員会の議を経て、各執行権者の権限において執行されている。

また、執行された決算については、県の監査事務局による監査を受け、議会の特別委員会で審議されることと、和歌山県情報公開条例による公開制度の適用も受けるので、これらのことから財政状況の公開性は確保されている。

【点検・評価】

県の財政状況が厳しいことから、例年、予算編成基準により義務的経費等（人件費等）以外の経費は、前年比90%～100%の削減目標額が設定されるため、予算確保に苦慮している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内における運営・管理経費の節減、事業のスクラップアンドビル、予算の重点的配分等を積極的に取り組み、既定予算をより有効に執行していくことが必要である。